

改正

平成18年7月3日条例第212号

平成18年12月18日条例第243号

平成19年3月13日条例第6号

平成28年3月18日条例第6号

四万十町一般職の職員の旅費に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 内国旅行の旅費（第13条—第26条）

第3章 外国旅行の旅費（第27条—第35条）

第4章 雑則（第36条・第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために出張し、又は赴任（以下「旅行」という。）する職員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 町が職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、別に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

一部改正〔平成28年条例第6号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 任命権者 地方公務員法第6条の規定により任命権を有する者をいう。
- （2） 旅行命令権者 職員に対し旅行命令権又は専決権を有する者をいう。
- （3） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第1条に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （4） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間に

おける旅行及び外国における旅行をいう。

(5) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行をすることをいう。

(6) 赴任 国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に旅行した場合又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に旅行することをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が旅行した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(2) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員以外の者が町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対して旅費を支給する。

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、規則で定めるところによりその者の損失となった金額を旅費として支給することができる。

5 第1項、第2項及び第3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行中交通機関等の事故又は天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で、規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行われなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行をした後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合に旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費又は別表第1に定める車賃の1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 日当は、県外旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、外国への出張について、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

12 支度料は、外国への出張について、定額により支給する。

13 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

14 死亡手当は、第3条第2項第2号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

15 内国旅行のうち第23条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

16 外国旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、第35条に規定する旅行手当を旅費として支

給することができる。

一部改正〔平成18年条例243号〕

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第9条 旅行者が同一市町村に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その同一市町村に到着した日の翌日から当該地域を出発する日の前日までの滞在日数が30日を超え、60日以内の場合にはその超える日数について定額の10分の2、滞在日数が60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の3に相当する額をそれぞれの定額から減じた額とする。

2 同一市町村に滞在中、一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 1日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求)

第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第13条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）
及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金

ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

- 2 前項第3号に規定する急行料金のうち特別急行料金については、特に旅行命令権者の承認を得た場合のほか、これを支給しない。

- 3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、県内旅行については支給しない。

(船賃)

第14条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）
、寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金又は座席指定料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか現に支払った寝台料金又は座席指定料金

- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第16条 陸路旅行で公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 急行料金を徴する路線による旅行の場合には、利用した当該急行料金による。

4 第2項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(自家用車の車賃)

第17条 職員が、旅行命令権者の承認を受けて、自家用車（任命権者が町長に協議して定めるところにより登録を受けたものに限る。）を使用して旅行した場合には、当該自家用車による旅行を第6条第5項の陸路旅行として車賃を支給する。

一部改正〔平成18年条例243号〕

(日当)

第18条 日当の額は、別表第1に定める額による。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、別表第1に定める額による。

(移転料)

第20条 移転料の額は、次に定める額による。

(1) 赴任の際扶養親族（主として職員の収入によって生計を維持している配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。以下同じ。）を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じ別表第1に定める額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

(着後手当)

第21条 着後手当の額は、別表第1に定める日当の額の5日分及び県内宿泊料の5夜分に相当する額による。

2 県内における赴任にあつては、前項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(扶養親族移転料)

第22条 扶養親族移転料の額は、扶養親族1人ごとにその年齢に従い、次に掲げる額による。

- (1) 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額
- (2) 6歳以上12歳未満の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(日額旅費)

第23条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認められる場合に支給する。

- (1) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行
- (2) 前号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

2 日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、町長が別に定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ第6条に規定する旅費の額について定める基準を超えることができない。

(管内旅行の旅費)

第24条 管内における行程8キロメートル未満の旅行に対しては、旅費を支給しない。

2 管内における前項以外の旅行に対する旅費の支給は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 公用車（公用のため借上げたものを含む。）を使用しない旅行の場合には、鉄道賃及び車賃
- (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事由により旅行命令権者の承認を受け宿泊する場合には、別表第1に定める宿泊料

(管外の同一市町村内の旅行の旅費)

第25条 管外の同一市町村内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、旅行命令権者において特に必要があると認める場合は、これを支給することができる。

(遺族の旅費)

第26条 第3条第2項第1号の規定により職員が旅行中に死亡した場合に支給する旅費は、死亡地から在勤地までの往復に要する旅費とする。

- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序による。
同順位がある場合には、年長者を先にする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第27条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第28条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第29条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

- 2 前項第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃による。

(航空賃及び車賃)

第30条 航空賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

- 2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第31条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じ別表第2に定める額による。

2 公務上の必要により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じ別表第2に定める額の10分の7に相当する額による。

3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

4 食卓料の額は、船賃若しくは航空賃のほか、別に食事を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食事を要する場合に限り、別表第2に定める額を支給する。

(支度料)

第32条 支度料の額は、旅行期間に応じ別表第2に定める額による。

(旅行雑費)

第33条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第34条 死亡手当の額は、第3条第2項第2号の規定に該当する場合には、別表第2に定める額による。

2 職員が第3条第2項第2号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において、同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第26条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第26条第2項の規定は、第3条第2項第2号に該当する場合において、第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)

第35条 旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が町長と協議して定める。ただし、その額は、当該旅行手当の性質に応じ第6条に規定する旅費の額について定める基準を超えることができない。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第36条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合におい

て、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して必要とする旅費を支給することができる。

(委任)

第37条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、この条例の規定にかかわらず、合併前の窪川町一般職の職員の旅費に関する条例（平成3年窪川町条例第13号）、大正町一般職の職員の旅費に関する条例（昭和38年大正町条例第17号）又は十和村一般職の職員旅費に関する条例（昭和32年十和村条例第9号）の規定の例による。

附 則（平成18年7月3日条例第212号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月18日条例第243号）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月13日条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条、第16条、第18条―第21条、第24条関係）

内国旅行の旅費

1 車賃、日当及び宿泊料

車賃（1キロメートルにつき）		25円
日当（1日につき）	県外	2,000円
宿泊料（1夜につき）	県外	12,000円
	県内	8,000円
	管内	4,500円

備考

日当については、この表の規定にかかわらず、勤務公署より片道100キロメートル未満については1,000円とし、同40キロメートル未満については支給しないものとする。

2 移転料

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
	円 72,000	円 83,000	円 102,000	円 126,000	円 169,000	円 177,000	円 189,000	円 219,000

備考 路程の計算については、水路及び陸路の4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

一部改正〔平成18年条例212号・243号・19年6号〕

別表第 2（第31条、第32条、第34条関係）

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	

円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600	5,800

備考

- 1 「指定都市」とは国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第2において指定されている地域を、「甲地方」とは同表において甲地方とされている地域を、「丙地方」とは同表において丙地方とされている地域を、「乙地方」とは指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

2 支度料及び死亡手当

支度料			死亡手当
旅行期間 1 か月未満	旅行期間 1 月以上 3 か月未満	旅行期間 3 か月以上	
円 66,030	円 80,180	円 94,330	円 490,000